

# 行程管理票について よくある質問

フロン回収推進産業協議会 (INFREP)

TEL: 03-5842-2380 FAX: 03-5689-7983

URL: <http://www.infrep.jp>

■ 2007年10月1日より 行程管理制度が導入され「行程管理票」によるフロン回収を推進頂いておりますが 記入方法等について多数の質問を頂いております。ここに、よくある質問をまとめておりますので「行程管理制度」運用の参考にして頂きたく掲載します。

「Q&A」につきましては、既にホームページにも掲載しておりますので重複する面もありますが、掲載済の「Q&A」も併せて確認願います。

**(Q.1) 行程管理票はどこで購入できますか。INFREPで扱っていますか。**

**(A.1) 下記の方法で入手出来ます。**

(1) 業界団体、自治体関係の販売場所にてお求めになれますので INFREPホームページにて、ご確認ください。

尚、普及啓発シールの窓口もホームページで、確認出来ます。

(2) 遠隔地や近くに行程管理票の販売拠点が無い場合は、INFREP ホームページからインターネットでの購入が可能です。

(Q.2) 行程管理票の甲欄の管理責任者は代表者を記入するのか？

(A.2)

代表者でなくても問題はありません。  
担当部署を統括する責任者(機器の廃棄を委託・依頼する権限のある方)及びそれに準ずる方の署名、又は記名・押印をしてください。

(Q.3) 回収業者が記入するF票の下段4項目の記録欄は必ず記入する必要がありますか？

(A.3)

法律上、行程管理制度においては必要ありません。しかし、回収業者の記録の帳簿の代わりとして使用する場合は、法律上、必要です。  
ただし、「処理方法及び処理量」と「処理委託先・再利用先名簿」の2項目が法律上必要となります。その場合、F票は5年間保存します。  
(記録の保存は5年間)

(Q.4) Q3の関連質問ですが、記録の帳簿として使用したとき、F票の下段の「回収冷媒等」の項目は、ボンベの本数が多い場合、このF票では足りませんが、その場合はどうすればよろしいですか？

(A.4) 記載欄が足りない場合は、F票をコピーしてご使用ください。

(Q.5) 修理業者ですが、機器のサービス時(フロン類を回収)に行程管理票が必要ですか？

(A.5)  
行程管理票の交付は機器の整備時には法律上の義務はありませんが、回収の記録や証拠等として使用することが望ましいです。  
また、回収業者の記録として行程管理票(特にF票)は使用できますし、回収の証拠として運用上使用することも可能です。  
なお、整備を行い、結果として機器が廃棄される場合には行程管理票は必要となります。

(Q.6) 行程管理票の記入について教えてください？

(A.6)

行程管理票の記入についての質問は、関係者全てからそれぞれ質問ありますが、記入方法につきましては説明会で使用した資料をホームページに掲載しております。

**【改正フロン回収・破壊法説明会資料→行程管理票等全般説明資料】**

ケースごとに詳細を記していますので参照ください。

- ・方法1 フロン類回収業者へ**直接**フロン類を引き渡す場合
- ・方法2 フロン類の引渡しを**委託**する場合
- ・方法3 フロン類の引渡しを**再委託**する場合

資料より、実際の記入例の汎用版を使用した場合のA. B. C. D. E票毎に、誰が記入して保存、交付、回付するのか、ご確認願います。

**<記入トレーニングをお勧めします>**

いずれのケースでも、行程管理票の**スタート**は  
第一種特定製品廃棄等実施者(廃棄機器オーナー)がA票記入の上  
交付⇒回付となります。

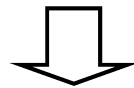
(Q.7) 行程管理票は4種類ありますが、どの行程管理票を使用すればよろしいのでしょうか？

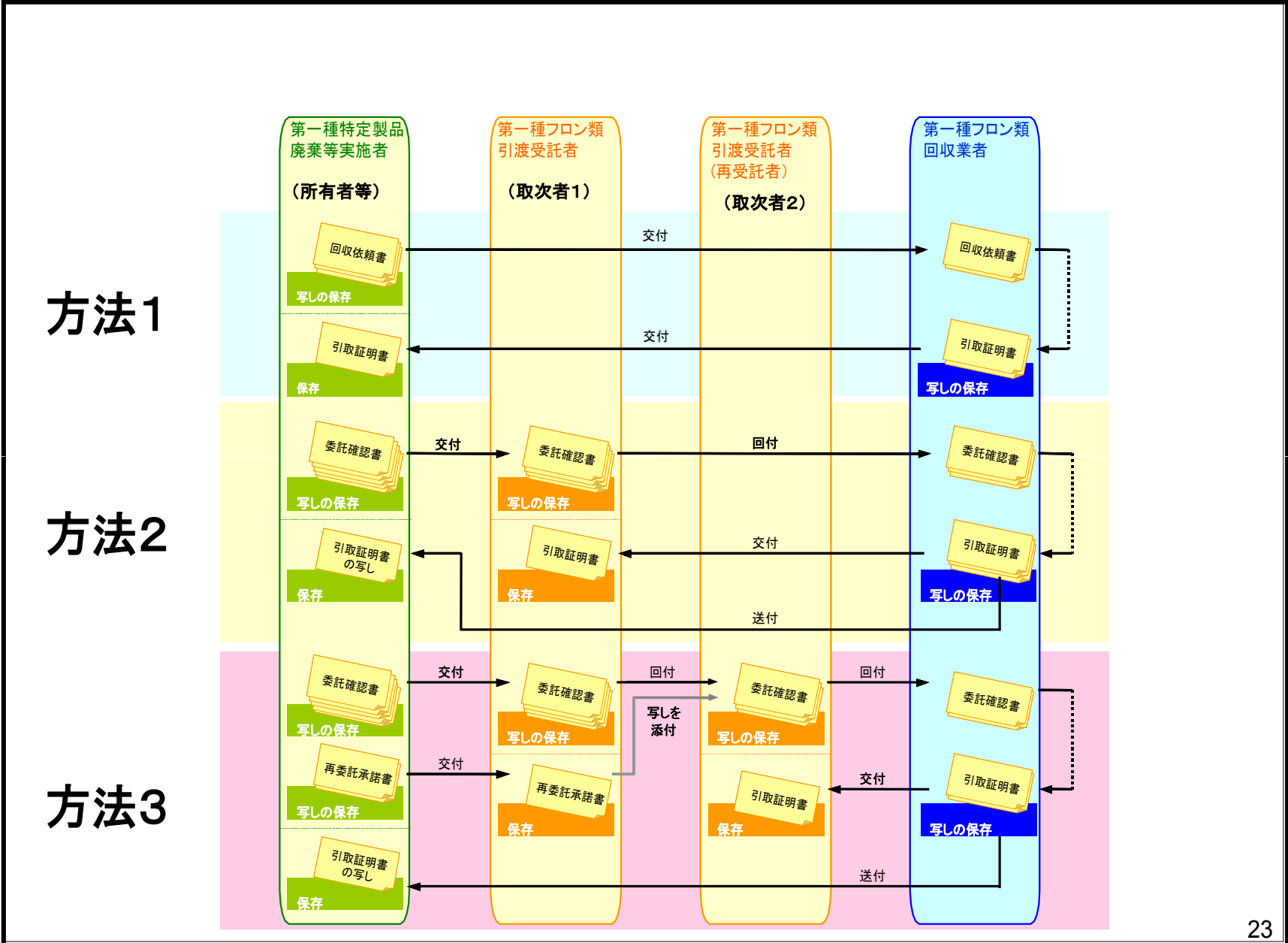
( A.7 )

3種類の行程管理票の位置づけ、選定方法は以下のとおりです。

- ①「汎用版」 :所有者と改修業者との間に取次者が2者入る場合。
- ②「補足用」 :「汎用版」では、フロン回収を「再委託」業者までしか使用できません。「再々委託」(取次者が3者)する場合には、「汎用版」と併せて「補足用」を使用します。
- ③「推奨版(Ver1)」:機器の所有者(廃棄者)がフロン回収を「委託」する場合で委託を受けた業者(取次者)がフロン回収を改修業者に依頼する場合(一次委託)。  
又はフロン回収を直接依頼する場合に使用します。  
(直接引渡)

\* 行程管理票の流れは以下のとおりです。





フロン回収が上記のどの方法にあてはまるかを確認のうえ、使用する行程管理票を選択して下さい。

また、使用する行程管理票の選定は、下記の表を参考にして下さい。

## 使用する行程管理票

フロン回収の依頼・委託の流れ	使用する行程管理票
廃棄者がフロン回収を 直接回収業者へ依頼する場合 〔方法1〕	推奨版 (Ver. 1)
廃棄者がフロン回収を 第三者 (引渡受託者) に委託する場合、かつ、 委託を受けた第三者 (引渡受託者) がフロン回 収を回収業者へ依頼することが明らかな場合 〔方法2〕	推奨版 (Ver. 1)
廃棄者がフロン回収を 第三者 (引渡受託者) に委託する場合、かつ、 委託を受けた第三者がフロン回収を他の者に再 委託することが明らかな場合、または、再委託 することが不明な場合 〔方法3以降〕	汎用版 (再々委託する場合は、汎用 版のほかに、さらに、 「補足用」を使用)

(Q.8) 家庭用機器と業務用冷凍・空調機器との違いはどうやって見分ければよいのですか？

( A.8 )

業務用冷凍・空調機器(第一種特定製品)とは、一般消費者が通常の生活で使用する以外の機器で、業務用として製造・販売された機器となります。

(手引き4ページ参照)

①フロン法施行(平成14年4月)以降に販売された機器には表示義務があり、第1種特定製品である事、フロン類の種類及び充てん量が記載されています(手引き56ページ参照)。また、フロン法施行以前の機器についても、業界の取り組みにより、表示(シールの貼付)を進めています。

②不明の場合はメーカー、販売店に問い合わせください。メーカー問合せ窓口等はINFREPホームページからも確認できます。

なお、一般家庭で業務用冷凍・空調機器を使っている場合も、フロン回収・破壊法の適用となります。

一方、オフィスや工場等で家庭用の機器を使っている場合には家電リサイクル法の適用となります。

(Q.9) 冷水器(家庭用)もフロン回収の対象ですか？

除湿機について、家庭用がありますが対象ですか？

(A.9) 業務用の冷水器であれば、フロン法の対象となります。家庭用の冷水器については、フロン法の対象外ですが、回収依頼があれば回収する必要があります。行程管理票は必要ありません。  
除湿機についても同様で、業務用であればフロン法の対象ですが、家庭用であれば対象外です。

(Q.10) 「設置機器事前確認書」と「説明書」の利用方法について

(A.10) 「設置危機事前確認書」は建物解体の際、元請け業者が第1種特定製品の有無を確認の上、解体工事着手前に、事前説明の資料として利用します。  
「説明書」は、建設リサイクル法が適用される工事の場合、所定事項を記載して、発注者に説明する義務があります。  
その時に、設置機器事前確認書のかがみとして使用するものです。

(Q.11) 廃棄等の実施者(甲)の責任は何処までになるのでしょうか？

(A.11)

回収業者への引渡(引取証明書(写し)の受理及び、引取証明書が規定期間内に届かない場合の知事への報告までとなります。  
また、回収依頼書、委託確認書、再委託区承諾書、引取証明書の保存も廃棄等の実施者の責任です。

(Q.12) 従来、破壊証明書の発行を受けていますが、改正法では行程管理票はフロン回収業者迄となっています。これまで通り破壊証明書の発行は受けられないのでしょうか？

(A.12)

法律上の義務として、行程管理制度上では、回収業者からの引取証明書迄となっています。  
破壊証明書が必要とお考えの場合は、回収業者にF票の写しを送付依頼して頂く方法もあります。(破壊業者の押印のあるF票は処理証明書として利用できます。 なお、破壊証明書の発行も可能ではあります。

(Q.13) フロン回収の為に現場に行ったところ、家庭用機器のフロン回収を求められた場合、断っていいのでしょうか？

(A.13) 家電リサイクル法に基づいて処理することが必要ですので、その要旨依頼者に説明してください。状況により当該家庭用機器からのフロン類の放出・不法投棄される可能性が高い場合は、都道府県にご連絡ください。

(Q.14) 回収業者がフロンを封入したまま業務用冷凍・空調機器を持ち帰り、まとめて回収することは問題ありませんか？

(A.14) フロン回収・破壊法上は問題ありませんが、廃掃法の産業廃棄物収集運搬業者の許可等が必要になると思われるのでご注意ください。  
なお、別置型(セパレート)の機器は冷媒フロンの追加充てんを行っている場合が多いので、現場回収が原則となります。

(Q.15)冷媒フロン<sup>①</sup>の充てん、補充も登録回収業者なければなりませんか？

(A.15)

登録回収業者である必要はありませんが、高圧ガス保安法の適用を受ける場合があるので、ご注意ください。

(Q.16)平成22年度のフロン回収・破壊法による立入検査の状況は？

(A.16)平成22年度実施件数は2369件、任意の実施調査は687件です。

主に下記の点が対象になりました。

1. 第1種フロン類回収業者登録証又は変更登録証
2. 回収装置等の申請内容及び実際の機器
3. 回収管理台帳の記録(回収量等)
4. 破壊記録台帳
5. 回収技術者(十分な知見を有する者)の資格
6. 回収装置と回収容器の登録状況
7. 回収容器の有効期限、管理状況など